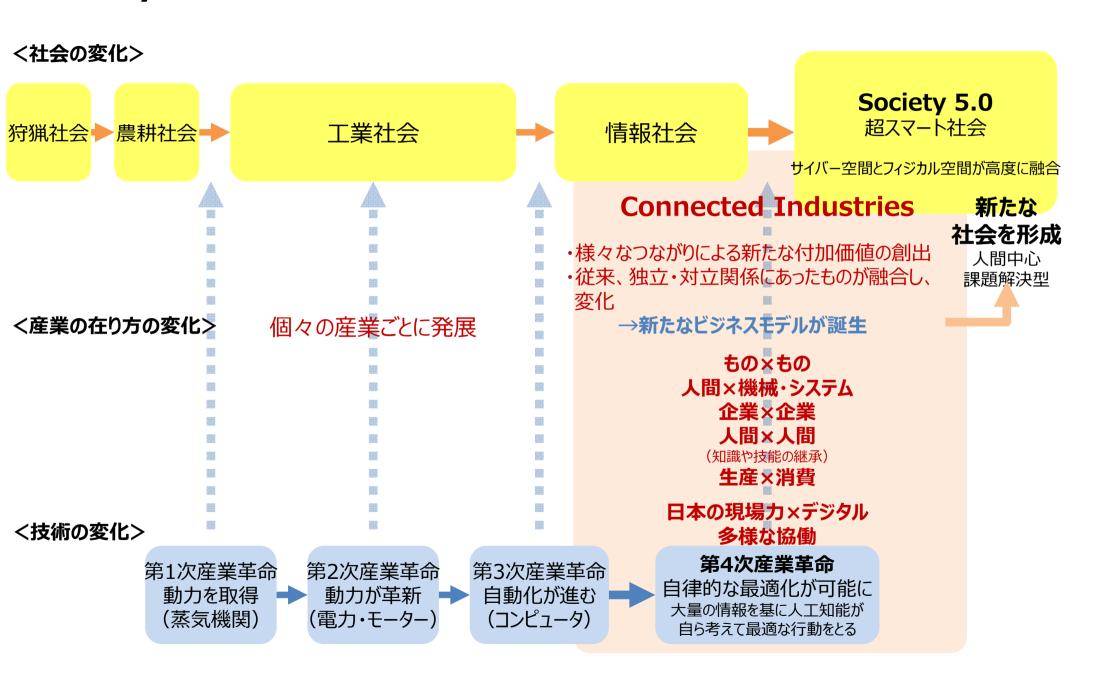


データ連携・利活用を促進する制度・ルール

平成29年5月30日世耕大臣提出資料

Society 5.0につながるConnected Industries



データの利用権限に関する契約ガイドライン作成の背景

- IoTやAI等の技術革新が進展し、事業活動により生み出されるデータは爆発的に増加。
- こうしたデータが組み合わさること等により新たな価値が生まれるなど、データは競争力の源泉となり、<u>業種を超えたデータ連携などによるオープンイノベーション</u>を通じた革新的な成果が期待。
- データは無体物であり民法上の所有権の対象ではない。非パーソナルデータは、著作権や営業秘密といった無体財産として保護されるものを除き、契約等私的自治の下で 利活用に供されるもの。
- しかし、このようなデータの性質を踏まえて、適正かつ公平にデータの利用権限について、契約で定めることは必ずしも定着しておらず、<u>実務上、手探り</u>の状態。



- **事業者間でデータの利用権限の取扱いが明確となっていないが故にデータ流通**が進まないという課題に対して、「契約ガイドライン」を策定。
- これにより、**データ創出への寄与度等に応じた利用権限の設定プロセスなどに 関する留意点を整理**し、事業者間での適切な契約を通じたデータ利用権限の明確 化を図る。

データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0の概要

本契約ガイドラインの目的:事業者間で産業データの利用権限を公平に取決め、契約で定めること

合意形成プロヤスの流れ

事前協議

申入れ

※不当拒絶は競争法の問題も

データの選定

ポイント

- ・取引関連性と利活用可能性の観点から、利用権限の設定対象とするデータを選出し、カタログ化。
- ・当事者間で意見の相違等があるデータを明らかに。

各当事者で利用を希 望するデータを選定



利用を希望するデータ の提示、意見調整



データカタログの作成

利用権限の決定

ポイント

・寄与度等、以下に例示するような考慮要素に照らして、利用権限の有無を**「白地」から公平に**検討。

〈考慮要素 1 〉 創出/取得

寄与度、コスト負担、機器所有権(リース等の契約形態)、操作主体、独自性等

〈考慮要素 2〉保存/管理

コスト負担、安全管理、守秘義務(転々流通防止)、知財処理との整合性、データに係る責任の所在等

〈考慮要素3〉利用

対価、協調領域・競争領域、メリット・インセンティブ提供の有無、データの必要性・有用性、

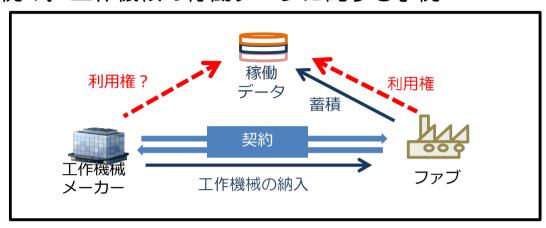
データの用途、データの公共性等

・必ずしもいずれか一方に帰属するわけではない。考慮要素に基づき総合判断されるため、共同保有も念 頭に置いた検討が必要。

条項作成

【参考】データの利用権限の取決めの参考事例

例1. 工作機械の稼働データに関する事例



利用権限に関する当事者の主張

取決めに当たっては、まずは主張を尽くさせることが肝要。

工作機械メーカー

- ・データ創出のための独自技術の提供
- データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義 務(第三者提供しない、漏 えいしない等)
- ・ファブにメリット提供(保 守コストの軽減等)
- ・データ利用も考慮した代金 設定の可能性 等

<u>ファブ</u>

- ・稼働データのうち、営業秘密に該当しないデータにつき協調領域での利活用に限ること
- ・データがファブの競合他社 等に渡らないよう第三者提 供の禁止の要求
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等 にかかるコスト負担の要求 等

利用権限に関する状況

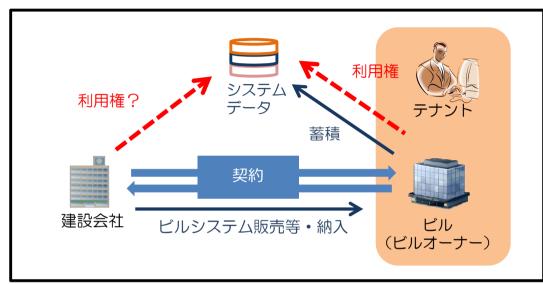
- ・稼働データは当然にファブのものと扱われがち(商慣習、 契約での力関係)。
- ・ファブは稼働データをうまく利活用できず、コストだけがかかっている例も。
- ・利用権限を巡り協議もなされないため、これを定めるメ リットの検討すらなく、双方に思わぬ機会損失の可能性 も。

判断・考え方

- ●データを求める当事者が各種要素を具体的に主張する ときは、相手方としても真摯に対応することが必要。
- ●コスト負担やメリット提供の主張に対しては、公平な 観点での検証を要する(過度な要求は公平性を害する おそれ)。
- ●当事者の営業秘密に該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、可能な限り共用の範囲を探ることが有益。
- ●当事者が各種要素につき詳細かつ十分に主張してデータを求めるにもかかわらずその利用権限に合意しないときは、相手方としては、その合理的な理由を示すことが必要。
- ●契約で利用権限を定めるときは各種要素をもれなく盛り込む。

【参考】データの利用権限の取決めの参考事例

例2. ビルシステムのデータに関する事例



(ケース概要) 建設会社が提供するビルシステムにより取得される人流データ、空調データ、警備データ、環境・災害データ、テナント・来客に関するデータ等を建設会社がシステム開発等のために活用したい事例

利用権限に関する当事者の主張

利用権限に関する状況

- ・システムデータはビル・オーナーのものと扱われがち (商慣習、契約での力関係)。
- ビルオーナーは、テナント等に配慮してシステムデータをうまく利活用できず、外部にも提供していない例が多い。

判断・考え方

- ●「例1. 工作機械の稼働データに関する事例」と基本的には同様。
- ●創出・取得されるデータがパーソナルデータに該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、プライバシーに配慮してデータの範囲を限ることも可能。
- ●免震データのような公共性を有するデータは広く利用 されてこそ価値がある。

建設会社

- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト 負担
- ・データの安全管理・守秘義務
- ・ビルオーナー・テナントにメリット提供 (保守コストの軽減、システム更新による新たなサービスの提供等)
- ・データの公共性(免震データ等)等

<u>ビルオーナー</u>

- ・システムデータのうち、営業秘密 やテナント・来客のプライバシー に関わらない協調領域での提供に 限ること
- ・ 守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

不正競争防止法における対応の方向性(不正な行為のイメージ)

Connected Industriesの実現には、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備が重要。

